平成２４年（フ）第１５７６号
京都市伏見区石田森南町34　公団17棟106、住民票上の住所大津市あかね町13番21―212号
債務者　栗本　朋博
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
京都市伏見区向島庚申町14番地１　インペリアルパレスリバーサイド703号室
債務者　宮﨑　智充
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２４１号
京都市右京区太秦土本町１番地１　ミサトハイツ205号
債務者　今西　正実
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２６８号
京都市伏見区向島庚申町37番地28
債務者　浜田　鉄也（旧姓葛原）
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３１２号
京都府城陽市寺田水度坂15番地の125　サンライズ城陽202号
債務者　片岡　健二
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３２３号
京都府宇治市槇島町千足19番地の１
債務者　清水　香織（旧姓吉永）
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３２９号
京都市中京区壬生馬場町１番地６　113
債務者　石黒　真司
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
兵庫県加古川市八幡町宗佐544播磨社会復帰センター、住民票上の住所京都府八幡市男山竹園３番地―A11―303
債務者　亀川慎之介
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２０号
広島県東広島市八本松飯田４丁目11番25号カントリービューC102号
債務者　吉田　敏夫
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２１号
広島市安佐北区口田南３丁目35番11―１号
債務者　松岡靖一郎
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３９号
広島市西区井口４丁目２番44―804号
債務者　藤井　聡美
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４０号
名古屋市東区東大曽根町41―10　ＳＵＮＶＩＣＣ大曽根403、住民票上の住所広島市西区井口４丁目２番44―804号
債務者　藤井　芳嗣
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５１４号
福岡市南区長丘２丁目21番27号
債務者　西島　茂行
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５１５号
福岡市南区長丘２丁目21番27号
債務者　西島美枝子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２５６号
福岡市博多区那珂３丁目１番19―502号
債務者　井手　　司
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３７６号
福岡市西区今宿１丁目７番14―203号
債務者　大江　克己
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４１１号
福岡県筑紫野市石崎２丁目７番16号石崎荘101号
債務者　松島以津子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部